



住民協働のまちづくり

住民協働のまちづくりとは

みなさんは「協働」という言葉を聞いたことがあると思います。

最近では、広く日常的に使われるようになりましたが、本来どのような意味をもつのでしょうか。

市では平成17年に「竹原市協働のまちづくり推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定し、「住民や市民活動団体、行政がパートナーシップを築きながら、共通の目的のためにそれぞれの得意分野を活かして、ともに知恵や汗を出し合いながら力を合わせて活動すること」を定義として、協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

協働を進めていくためには

協働の取組を進めるにあたっては、次の5つの原則があります。

①お互いが対等な立場で合意形成し、それぞれの役割に応じた義務と責任を果たす
「対等の原則」

②お互いの自主性を尊重し、自立した存在として協力する
「自立の原則」

③お互いの特性を理解し合い、尊重し、協力する
「相互理解の原則」

④お互いに目的を達成しようという気持ちを共有し、合意形成を図りながら取組む
「目的共有の原則」

⑤公平・公正であると同時に透明性を確保し、積極的に情報公開を行う
「透明性の原則」

協働を進めていくためには、これらの5原則を踏まえ、みんなが対等であるということとを前提として、それぞれの特性や個性を、お互いに理解し尊重しながら、目的を共有して物事を決めて実行することが大切です。

市の協働のまちづくりの取組は

市では、「プラン」の方針

の一つとして「新しい地域コミュニティの充実」を重点目標に掲げ、住民自治組織(自治会などの地縁団体が連携・協力するネットワーク組織)の活動の支援を行っていきます。市内全17地区で組織が設立され、地域の課題解決や将来像の実現に向け、住民と行政がいつしよになりまちづくりに取組んでいます。

協働のまちづくりの成果は

これまでの活動により、次のような成果がありました。
①各地区での活動を通して課題解決、あるいは魅力づくりが進んだ。
②各地区の取組が市内に波及し、少しずつ意識が変わってきた。
③交流が広がり、自治会の枠を超えてお互いが交流できた。
④活動をすることで自治意識が高まった。



誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて

地域のことは、そこに住むみなさんが一番良く知っています。こんな地域にしたいという「思い」を実現する最も適切な方法を知っているのも住民のみなさんです。

地域で困っていることがある時、まず地域で何ができるか考えてみましょう。

住民のみなさんがお互いに理解し、役割分担をしながら、住民協働のまちづくりを進めることで、地域が住みよくなり、地域への愛着が増し、地域全体の価値を高めることができます。

住民と行政がお互いに「思い」を共有し、誰もが安心して暮らせる住み良い竹原市を作っていきます。

行政相談週間

10月17日(月)～23日(日)

国の行政についての苦情や意見・要望を解決するとともに、行政運営の改善につなげています。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守ります。

竹原市行政相談委員

黒崎 耕二(忠海中町 ☎ 26-0607)



行政相談委員による行政相談所の開設

日時 10月20日(木)

10時～15時

場所 市民館3階第8・9会議室

問い合わせ

中国四国管区行政評価局

☎ 082-228-6173

